

\*\*\*\*\*

# 定 款

\*\*\*\*\*

株式会社 Waqoo

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、商号を株式会社 Waqoo と称する。

2 英文では Waqoo Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1 インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介
- 2 ソフトウェア及びコンピューターシステムの企画、制作、販売及び仲介
- 3 インターネットによる情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- 4 化粧品、健康食品、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、医療機器、美容器具等の輸出入、販売、卸売、仲介、設計、開発、製造及び移動体通信、その他の電子的メディア等を利用した、輸出入、販売、卸売、仲介
- 5 広告の企画及び制作並びに広告代理業務
- 6 各種マーケティング業務及びコンサルティング業務
- 7 労働者派遣事業、有料職業紹介事業並びに人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
- 8 企業における従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務に関するコンサルティング業務
- 9 医療、介護及び福祉に関する情報の提供、コンサルティング業務
- 10 各種イベントの企画、立案、運営代行事業
- 11 有価証券の取得、保有及び運用に関する事業
- 12 細胞組織の加工、調整、製造、培養、保管及び配送等の受託業務、及び加工、製造、培養された細胞等の研究機関等への提供業務並びにこれらに関する仲介、情報の提供及びコンサルティング業務

- 13 再生医療技術、医薬品等の研究、開発及びそれらの知的財産権、ノウハウ等のライセンスの供与
- 14 医療機関からの非医療業務受託
- 15 細胞治療や再生医療に用いる特定細胞加工物等を製造する施設の運営、管理、保守業務
- 16 古物の売買、輸出入及び管理
- 17 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都世田谷区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告とすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10,800,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、隨時必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、6 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第 27 条 取締役会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

（取締役会規程）

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役の報酬等）

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 31 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 指定により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発送するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。

2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除外期間)

第 47 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

(準拠法)

第 48 条 この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

平成 17 年 12 月 2 日 制定

平成 20 年 12 月 16 日 改定

平成 25 年 10 月 10 日 改定

平成 25 年 12 月 20 日 改定

平成 27 年 9 月 28 日 改定

平成 27 年 12 月 17 日 改定

平成 28 年 1 月 10 日 改定

平成 28 年 9 月 29 日 改定

平成 29 年 12 月 21 日 改定

平成 30 年 1 月 29 日 改定

平成 31 年 3 月 15 日 改定

令和 2 年 6 月 24 日 改定

令和 2 年 9 月 16 日 改定

令和 3 年 3 月 11 日 改定

令和 3 年 12 月 22 日 改定

令和 4 年 12 月 23 日 改定

令和 7 年 12 月 23 日 改定